

八千代市発注工事等の金入り設計書に係る情報提供に関する要領

制定 令和5年3月14日

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市情報公開条例（平成12年八千代市条例第1号。以下「条例」という。）第23条の趣旨に従って、八千代市が発注した工事及び業務委託（以下「工事等」という。）の金額が記載された設計書（以下「金入り設計書」という。）に係る情報を提供する場合の手続を定めるものとする。

(提供の対象)

第2条 提供の対象となる金入り設計書は、工事等の契約の締結（議会の議決に付すべき契約については、当該議決を経たもの。以下同じ。）が完了したもの（作成するに当たり参考とした刊行物の発行から1か月以上経過したものに限る。）とする。

2 提供する情報は、金入り設計書に記載されたものとし、押印のないものとする。

3 金入り設計書に含まれる情報は、条例第7条に規定する不開示情報を除いたものとする。

(提供の期間)

第3条 提供する期間は、工事等の契約の締結の日の翌日から当該契約の締結の日から起算して5年経過する日の属する年度の末日までとする。

(提供の申出)

第4条 提供を受けようとする者は、金入り設計書情報提供申出書（別記様式。以下「申出書」という。）を前条の定める期間内に、電子メールその他の方法により電磁的記録で法務課情報公開班に提出するものとする。

(提供の期限)

第5条 提供は、申出書の提出があった日から起算して15日以内に行うものとする。

(提供の方法)

第6条 提供は、PDF形式のファイル（文字情報として認識できないものに

限る。)とし、電子メールその他の方法によるものとする。

(提供に要する費用)

第7条 提供に要する費用は、無料とする。ただし、電子メール以外の方法による提供であって別に定めるものについては、この限りではない。

(第三者提供の禁止)

第8条 提供を受けた者は、提供された情報を当該者に限って利用するものとし、第三者への提供を行わないものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第4条）

年 月 日

八千代市長 様

所在地又は住所

法人名称又は氏名

電話番号

電子メールアドレス

金入り設計書情報提供申出書

下記工事等の金入り設計書に係る情報提供を申し出ます。

記

| No. | 発注年度 | 工 事 等 の 名 称 | 備 考 |
|-----|------|-------------|-----|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |